

松江市介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱要領

1 趣旨

この要領は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「指定介護療養型医療施設の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）、「指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）、「指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第438号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第439号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第440号）、松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業通所型サービスAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年松江市告示第441号）に基づき、介護保険事業者における事故発生時の松江市への報告の取扱について次のように改正し、平成29年4月1日より適用する。

2 報告する事故等の範囲

（1）事業者は、次に定める事故等が発生した場合には速やかに松江市に報告することとする。

- ① 利用者に対する介護サービスの提供時に発生した死亡又は受傷事故（※注1-1から1-4参照）
- ② 食中毒、感染症又は結核（※注2参照）
- ③ 施設入所者等が被害者又は加害者となる傷害事件等
- ④ 職員・従業員の法令違反又は不祥事等
- ⑤ 行方不明者の発生（※注3参照）
- ⑥ 火災
- ⑦ その他、事業者の管理者が報告を必要と認める事故

- (2) 事業者は、サービス提供時の死亡又は受傷事故で自らの過失の疑いがあるときには、必ず警察へ連絡することとする。

また、食中毒の発生、感染症の発症等関連する法律等に関係機関への届出義務がある場合は、それに従うものとする。

3 報告の手順

- (1) 事故発生後、事業者は速やかに電話等で松江市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告することとする。(事業者名、報告者名、介護サービスの種類、利用者の住所・氏名・生年月日・被保険者番号・要介護度、事故発生日時、事故発生場所、事故の種別等)

- (2) 必要に応じ、事故処理の経過についても、電話等で松江市に適宜報告する。

- (3) 事故処理後、事業者は速やかに事故報告書を松江市長に提出することとし、必要に応じ内容等を松江市に説明することとする。また、当該事故の状況及び事故に際して採った処理について記録し、その記録を2年間保存することとする。(※注4参照)

4 事故報告書受理後の取り扱い

松江市は、事故に係る状況等を集計・分析を行うことにより、対策を講じるべきポイントを把握し、事故の防止に向けた効果的な取り組みにつなげるとともに、事故等の再発防止策の理解を啓発するために市のホームページ等により、年1回は公表することとする。

5 島根県への報告

次の事由による事故については、事業者から提出された事故報告書の写しを添えて島根県に報告することとする。

- (1) サービス利用者の死亡事故
- (2) 利用者への身体拘束が原因と推定される事故
- (3) 特異な事由が原因と推定される事故
- (4) 事業者の法令違反及び職員の不祥事が原因と推定される事故
- (5) 県に報告することによって同様の事故発生が防止できると考えられる事故

【参考】

注１－１：「介護サービス提供時」とは、送迎・通院時を含む。

注１－２：受傷の程度については、医療機関での受診を要した事故で入院又は継続的な通院が必要な場合は報告する。

但し、当該利用者の家族へ連絡すべきと判断される場合は報告する。

注１－３：事業者の過失は問わない。（利用者の過失による事故であっても、注１－２に該当する場合は報告する。）

注１－４：利用者が疾病等による死亡であっても、特異な事由が原因と推定される場合には松江市及び関係機関に報告する。

注２：食中毒又は感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）に定める一・二・三類とする。）が発生した場合は報告する。

感染症類型

一類感染症・・・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症・・・急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

三類感染症・・・腸管出血性大腸菌感染症

注３：利用者の不在が判明し、居所が把握できないと判断された場合は報告する。

注４：報告書には利用者の個人情報に記載されているため、取り扱いには十分留意する。

事故報告書

平成 年 月 日

松江市長 様

事業者 の概要	法 人 名	(代表者氏名)										
	事 業 所 名											
	サービス種類											
	所 在 地	電 話 ()										
	記 載 者 氏 名	職 名 ()										
利 用 者	住 所											
	氏 名								性 別	□男 ・ □女		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和			年		月		日生		年齢 歳	
	被保険者番号										要介護度	
	自 立 度	Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M							J・A・B・C			
事 故 の 概 要	発 生 日 時	年 月 日 () AM・PM 時 分頃										
	利 用 期 間	年 月～										
	発 生 場 所	☐ 居室・ ☐ トイレ・ ☐ 浴室・ ☐ 廊下・ ☐ 食堂・ ☐ 階段・ ☐ 玄関 ☐ ロビー・ ☐ 屋外（敷地内）・ ☐ 屋外（敷地外）・ ☐ その他 ()										
	種 別	☐ 死亡 → その年月日 () ☐ 骨折 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 食中毒 ☐ 切傷・擦過傷 ☐ その他外傷 ☐ 異食・誤嚥 ☐ 感染症又は結核 ☐ 従業員の法令違反または不祥事 ☐ その他 ()										
	内 容	* 発生（発見）場所、その時の状況、利用者の状態などを具体的に記載する。										
	原 因	* 直接事故に結びついたと考えられる要因										

※裏面に事故の対応、今後の事故防止策の記載欄あり。

事故発生時の対応	対 処 仕 方	* 事故発生後対応を経過記録的に記載すること。	
	治 療 し た 医 療 機 関	所 在 地	
		医 療 機 関 名	
		治 療 概 要	☐ 入院（ 年 月 日～ 月程度見込み） ☐ 通院（ 月程度見込み）・ ☐ 手術（ 月 日） ☐ ギプス ☐ バンド等固定 ☐ 縫合 ☐ 処置 ☐ その他（ ）
	家 族 へ の 連 絡、説明状況	☐ 電話 ☐ 訪問（訪問者 ） ☐ 文書 ☐ 了解済み ☐ 不納得	
	連 絡 済 関 係 機 関	☐ 市介護保険課 ☐ 利用者家族 ☐ ケアマネージャー	
事故後の対応	利 用 者 の 状 況	* 病状、入院の有無、その他の利用者の状況及び家族への報告、説明を具体的に記載すること。	
	損 害 賠 償 等 の 状 況	保険の利用予定 ☐ 有・ ☐ なし 主な賠償内容	
再発防止に向けての今後の取組・改善策	* できるだけ具体的に記載すること。（マニュアル見直し、職員間での研修、原因の解明等）		

※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、添付すること。